

議案第 4 3 号

ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例(平成6年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の表ひたちなか市老人福祉センター 馬渡荘の項及びひたちなか市老人福祉センター 金上荘の項を削る。

(ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(令和3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

付則第4項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新		備考
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置	
ひたちなか市老人福祉センター 馬渡荘	ひたちなか市大字馬渡2187番地			
ひたちなか市老人福祉センター 大島荘	ひたちなか市西大島3丁目16番1号	ひたちなか市老人福祉センター 大島荘	ひたちなか市西大島3丁目16番1号	
ひたちなか市老人福祉センター 高場荘	ひたちなか市大字高場594番地の2	ひたちなか市老人福祉センター 高場荘	ひたちなか市大字高場594番地の2	
ひたちなか市老人福祉センター みなと荘	ひたちなか市南神敷台17番地6	ひたちなか市老人福祉センター みなと荘	ひたちなか市南神敷台17番地6	
ひたちなか市老人福祉センター 金上荘	ひたちなか市大字金上562番地の1			

ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>付 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、規則で定めるところにより、施行日において未使用であり、かつ、前項の規定により効力を失った回数券（以下「回数券」という。）を購入した者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を返還することができる。</p> <p>(1) 回数券が10枚以下の場合 回数券の枚数に100円を乗じて得た額</p> <p>(2) 回数券が11枚以上の場合 回数券の枚数に100円を乗じて得た額から当該回数券11枚ごとに100円を控除して得た額</p>	<p>付 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p>	